

由仁町民プール指定管理業務仕様書

由仁町民プールの指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

1 目的

本仕様書は、由仁町民プールの指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定めることを目的とする。

2 管理に関する基本的な考え方

指定管理者が由仁町民プールの管理を行うに当たっては、次の考えを基本にするとともに、その履行に対して、必要な措置を講じること。

- (1) 施設の設置目的に基づいた管理運営を行うこと。
- (2) 施設管理に当たっては、関係法令及び条例等の規定を遵守し、適切な管理運営を行うこと。
- (3) 施設を安全かつ快適に利用できるよう十分な配慮を行うとともに、公共サービスの向上を図ることを念頭に管理運営に努めること。
- (4) 業務に関して取得した利用者等の個人情報の保護を適切に行うこと。
- (5) 効率的、効果的な管理運営を行い、管理経費の縮減に努めること。

3 開設期間、開館時間及び休館日

開設期間	開設時間	休館日
通年とする	午前 10 時～午後 9 時	由仁町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めた日

※ただし、指定管理者が必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、開館時間及び休館日を変更することかできるものとする。

4 業務の内容

指定管理者が行う業務の具体的内容は次のとおりとする。

- (1) 施設（備品も含む）の利用管理に関すること。
日常管理業務等 別表 3 及び別表 4
- (2) 施設及び設備等の維持管理に関すること。
施設の清掃及び整理整頓に関する業務 別表 3 及び別表 4
- (3) 施設、設備の補修に関すること。
 - ① 管理上の瑕疵によるものについては、指定管理者が賠償すること。
 - ② 指定期間中の施設の大規模な改修、増築、修繕等については、町と指定管理者の協議のうえ実施するものとしますが、1 件 30 万円以下の軽微な修繕は指定管理者の負担とする。
- (4) 職員の配置等に関すること。
指定管理者は、由仁町民プールの指定管理に当たって、以下の資格を有する

者を配置すること。

- ① 甲種防火管理者資格（消防法） 1 名以上
- ② 甲種・乙種第 4 類・丙種のいずれかの危険物取扱者資格（消防法） 1 名以上
- ③ 日本水泳連盟公認規則第 16 条に記載されているプール管理者資格（1 つ以上）、またはこれに準ずる資格 1 名以上

(5) その他

- ① 災害や事故等が発生した場合の対応業務
- ② 日報、事業報告書等の作成と報告に関する業務
- ③ 利用者からの苦情や要望への対応業務
- ④ 指定期間終了後の引継業務
- ⑤ 防火管理及び危険物取扱いに関する業務
- ⑥ 上記のほか、教育委員会が施設管理に必要と認めて指示する業務及び指定管理者が自主事業として提案する業務

(6) 指示事項

- ① 由仁町民プールの管理運営上での事故等に対応するため、賠償責任保険に加入すること。（建物損害保険（火災、落雷等）については町で加入する。）
- ② 施設周辺の除雪については、指定管理者が行うものとします。
- ③ 町内の学校等が水泳授業を行うため、4 月末までに教育委員会又は学校から連絡する開館日程は優先的に使用できるように調整してください。
- ④ 学校の授業等に係る使用料は由仁町町民プール設置及び管理等に関する条例施行規則により全額免除となっています。

5 再委託の禁止等

- (1) 指定管理者は指定によって得た指定管理業務の権利又は義務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。ただし、施設及び設備の維持管理及び施設の管理運営に付随する業務については、この限りでない。（事前に教育委員会と協議）
- (2) 指定管理者は業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて指定管理者の責任及び費用において行うものとする。

6 事業報告等

教育委員会は施設の設置者としての監督責任を果たすため、日常の施設点検業務と事業報告書等の作成・報告を指定管理者の業務としているが、その具体的な内容を次のとおりとする。

(1) 日常点検

指定管理者が行うべき日常点検の内容を以下のとおりとする。

< 日常点検を実施すべき内容 >

- ① 施設や設備等の異常の有無の確認
- ② 燃料残量の確認

(2) 日報の作成

毎日の管理状況を日報等に記録として残し、当該管理月の翌月 10 日まで教育委員会へ一括して提出すること。

<日報に記載すべき内容>

- ① 利用人員並びに利用料金の収入状況
- ② 事故や苦情等の有無と内容～事故や苦情等が発生した場合は、速やかに教育委員会へ報告すること。
- ③ 「日常点検業務」により確認した内容～異常箇所等があった場合は、速やかに教育委員会へ報告すること。
- ④ 上記のほか、日報に記載することが望ましいと思われるもの
※日報の様式については、指定管理者において作成すること。

(3) 事業報告書の作成

指定管理者は、由仁町公の施設の指定管理者指定手続等に関する条例第 13 条により、前年度分の指定管理業務に係る事業報告書を作成し、教育委員会へ提出すること。

<事業報告書に記載すべき事項>

- ① 管理業務の実施状況
- ② 利用状況及び利用拒否等の件数・理由
- ③ 利用料金の収入実績
- ④ 管理業務の収支状況
- ⑤ 上記のほか、教育委員会が必要に応じて求めるもの。

※事業報告書の様式は教育委員会で示すが、それに添付する資料等の様式は指定管理者において作成すること。

7	添付資料	平成 30 年度由仁町民プール使用実績	別表 1
		平成 30 年度由仁町民プール事務費及び管理業務実績	別表 2
		由仁町民プール管理業務内容	別表 3
		由仁町民プール管理・監視業務等処理要領	別表 4
		由仁町民プール指定管理に伴う法定点検等業務一覧	別表 5
		由仁町民プール貸与備品一覧	別表 6
		平面図	資料 1

8 協議

この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、教育委員会と指定管理者が協議して決定するものとする。

別表1 平成30年度由仁町民プール使用実績
収入

項 目	金 額
プール利用料	1,723,910 円

(指定管理料・自主事業収入を除く)

※令和元年度から令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の拡大と施設大規模改修により長期間休館としたため、平成30年度実績を記載

別表2 平成30年度由仁町民プール事務費及び管理業務実績
支出

項 目	金 額	備 考
事務費	236,497 円	
電気・水道・燃料費	7,549,327 円	年間総使用電力 151,002kwh 年間総A重油量 36,000ℓ 年間総水道使用量 1,100t
備品・消耗品費	206,768 円	
保険料	98,010 円	
車両費	1,015,842 円	
外注費	800,280 円	
修繕費	453,225 円	
租税公課	131,700 円	
計	10,491,649 円	

(人件費を除く)

別表3 由仁町民プール管理業務内容

業務の内容	業務の頻度
窓口業務	毎日
管理・監視業務	毎日
館内清掃	毎日

開館並びに閉館業務	毎日
館外清掃、除草、草刈（インターロッキング目地の除草含む）	適宜
遊泳プールの衛生基準に基づく水質検査	月1回 ※総トリハロメタン 年1回
保健所による水質検査の立会	年1回
消防設備保守点検	総合点検 年1回 機器点検 年1回
電気設備保管管理	月次点検 月1回 年次点検 年1回
地下タンク・地下配管漏洩検査	年1回
ばい煙測定点検業務	年1回
ボイラー機能点検(定期点検)	年1回

※消防設備点検、電気設備保管管理、地下タンク・地下配管漏洩検査、ばい煙測定点検業務については由仁町民プール指定管理に伴う法定点検業務一覧（別表5）を参考に実施すること。

別表4 由仁町民プール管理・監視業務等処理要領

1 管理・監視の内容

(1) 勤務体制

- ア 入館受付者として受付に常時1名以上配置すること。
- イ 監視者として監視室に常時1名以上配置し、プールに入水し、救助ができる体制をとる。

(2) 業務内容

ア 開館前業務

- ① 機械警報用スイッチの操作
- ② 館内・機械室の巡視及び開錠
- ③ プール上屋内外の清掃及び更衣室内の点検
- ④ 機械室内の液体塩素タンクの確認
- ⑤ プール水面・底のごみ等の除去
- ⑥ プール水の補充

イ 閉館後業務

- ① 消灯、窓・出入口等の施錠及びその確認
- ② 清掃用具の整理整頓、バスタオルの洗濯及び乾燥
- ③ ごみの収集・処理
- ④ 便所・更衣室の清掃
- ⑤ 機械警報用スイッチの操作

ウ 受付業務

- ① 物品の貸出し・受付・人数確認等
- ② プール利用券の販売及び授受
- ③ 金銭の受理及び保管
- ④ 利用者の問い合わせに対する対応

エ 水質等管理

- ① 水質の調整(残留塩素濃度 0.4 から 1.0ppm・ペーハー5.8 以上 8.6 以下)
- ② ろ過機の作動停止
- ③ 機械室内の液体塩素タンクの確認
- ④ 水温をおおむね 30℃、室温をおおむね 25 度以上に維持すること。
- ⑤ 定時の水温・気温・水道メーター・重油メーター・残留塩素濃度の記録
- ⑥ 館内備品、水泳用具の管理及び保全
- ⑦ 小破修理が必要な場合は小破修理の実施
- ⑧ 必要に応じたコースロープの取り外し
- ⑨ 電球等の交換
- ⑩ 水質検査
 - ・プール水の水質検査を毎月1回実施すること。
 - ・総トリハロメタンの測定を年1回実施すること。
 - ・岩見沢保健所から年1回立会調査があるので調査に応じること。

オ 監視員の資格

- ① 消防署の行う応急手当普及講習会(3時間以上)を受講した者

- ② 多少の泳力があること。
- ③ 心身ともに健康であること。

カ 監視員の服装

Tシャツ・短パンとする

キ 開館中の監視業務

- ① 監視員の位置
 - ・ 常時プールサイドを巡回しながら監視を行う
- ② 監視の対象
 - ・ 溺れている人の発見と救助
 - ・ 危険な人（疲労者や顔色の悪い人）の発見と救助
 - ・ 無謀な行為や迷惑な行動の発見、注意、指導
- ③ 監視のポイント
 - ・ プール内で泳ぎを中止している人の状態
 - ・ 泳いでいる人の顔色
 - ・ 動きの少ない泳ぎ、不自然な動作
 - ・ 不規則な動き、水音
 - ・ 不規則な水の動き
 - ・ プール内階段付近
 - ・ プールサイドから2m 以内のところ
 - ・ プールサイドでの駆け足及び飛び込み

ク 監視の心得

- ① 事故防止を第一任務とし、何時でも救助行動がとれる体制を整えておくこと。
- ② 事故発生時には、直ちに管理人、教育委員会に連絡すること。
- ③ 死角をつくらないように監視を行うこと。
- ④ 常に笛を携行し、危険を発見した場合、直ちに注意を与える。
(例、危険な遊び、溺れたまね、水中でのふざけ、プールサイドでの走り等)
- ⑤ プールから離れる場合、必ず他の監視員に伝えること。
- ⑥ 利用者と無駄な会話はしないこと。(会話が必要な時でも、常にプールの監視を行いながら会話をするように心掛けること。)
- ⑦ 利用者に対しては、プール利用上の注意に沿った指導、注意に心掛けること。
- ⑧ 監視中の態度、言葉使いに十分注意すること。
- ⑨ 救命機具の使用方法及び管理について理解しておくこと。

ケ 事故対応

プールにおいて事故が発生した場合、監視員は次の要領で対応すること。

- ① 救助者の引き揚げ
 - ・ 必要があれば、付近の者の協力を得てプールサイドへ上げる。
 - ・ 通報・連絡事故の発生を管理人、教育委員会に連絡し、管理人に救急車の要請をしてもらう。(性別、年齢、容態を報告し、発見、引き揚げ、通報時間等を記

録すること。)

② 意識の確認

- ・意識がある場合
保温を行い、呼吸管理と嘔吐物の誤飲防止につとめ救急車の到着を待つ。
- ・意識がない場合
保温を行い呼吸、脈拍の確認をする。

③ 呼吸、脈拍がない場合

- ・口腔内に異物がないかを確認して直ちに人工呼吸を開始する。

④ 呼吸、脈拍が回復した場合

- ・直ちに人工呼吸を中止し、呼吸管理等の観察を行いながら救急隊の到着を待つ。

⑤ 人工呼吸を開始して、回復の兆候がみられない場合でも、救急隊が到着するまで中止してはならない。

コ 災害対応

プールにおいて災害が発生した場合、監視員等は次の要領で対応すること。

① 避難誘導

- ・館内の利用者に避難するよう館内放送で誘導する。
- ・利用者が慌てて避難し、転ぶなどして怪我をすることがないように誘導する。

② 現場確認・初期消火

- ・出火現場の確認を行う。
- ・出火現場の初期消火を行う。
- ・危険な場所の中には入らないこと。

③ 通報・連絡

- ・消防署に通報し、指示を受ける。
- ・教育委員会に連絡を行う。

④ 館内確認・負傷者の応急救護

- ・館内に逃げ遅れ者がいないか確認する。
- ・負傷者がいる場合、応急救護を実施する。

2 プール業務に従事する日時等

- (1) プール監視業務並びに受付業務に係る従事日時は、プール開設期間・時間とする。
- (2) 開館前業務並びに閉館後業務はそれぞれ当該時間に実施すること。

3 その他

監視業務については、独自の事故対応マニュアルを作成し、事故・災害を未然に防ぐ監視方法、事故・災害発生時の対応を徹底させること。

別表5 由仁町民プール指定管理に伴う法定点検業務一覧

1 消防設備保守点検

(1) 業務内容

消防法第17条の3の3の規定により点検を行うものとする。

① 総合点検（年1回）

- ・消火器
- ・屋内消火栓設備
- ・自動火災報知設備
- ・誘導灯

② 機器点検（年1回）

- ・消火器
- ・屋内消火栓設備
- ・自動火災報知設備
- ・誘導灯

(2) 結果報告

消防設備点検業務について点検等を行ったときは、点検報告書を作成する。

2 電気設備保安管理

(1) 業務内容

電気事業法第38条第4項に規定する「自家用電気工作物」の保安管理業務を行う。

① 月次点検 1回

② 年次点検 1回

③ 異常時の点検 異常の発生又は発生する恐れのある場合は必要に応じて行う。

(2) 結果報告

保安管理業務を行ったときは、点検報告書を作成する。

3 地下タンク・地下配管漏洩検査

消防法第14条の3の2に基づき、年1回地下タンクの点検を行う。

(1) 点検設備

- ① タンク
- ② 注入管
- ③ 吸引管
- ④ 通気管
- ⑤ 戻り管

※必要に応じてタンクの清掃を行う。

(2) 結果報告

点検を行ったときは、点検報告書を作成する。

4 ばい煙測定点検業務

(1) 点検内容

大気汚染防止法第 16 条に基づく定期点検

(2) 結果報告

点検を行ったときは、点検報告書を作成する。

5 ボイラー機能点検(定期点検) 年 1 回

(1) 真空ヒーター保守点検

抽気ポンプ、燃焼室、バナー、真空ヒーター燃焼測定

(2) 結果報告

点検を行ったときは、点検報告書を作成する。

6 上記のほか、施設や設備等の保守点検や修繕に関する業務

別表6 由仁町民プール貸与備品一覧

事務イス	3	ビート板	69
そでなし事務机	1	ヘルパー	32
そであり事務机	6	ベンチ（プール内）	9
書棚	4	円形テーブル	1
長机	5	防水イス	8
スチール椅子	8	赤台（プール内すのこ）	6
電話機	6	コースロープ	14 巻
案内板	3	救命用担架	1
ホワイトボード	2	救命用浮き輪	2
ロッカー（職員更衣室）	4	ごみとり用タモ	1
テレビ（アナログ）	1	監視台	1
ファイルボックス	1	A E D	1
掲示板	1	券売機	1
日付表示	1	放送マイク	1
傘立て	1	鍵ボックス	1
C Dプレーヤー	1	ステレオアンプ	1
カセットプレーヤー	1	AM-FM ステレオチューナー	1
パイプ椅子	2	5 mフラックポール	1
ロビーベンチ	5	5 mフラック	1
座布団	4	ペースクロック	2
かごおき	2	消火器	10
ゴミ箱	5		
ドラムリール	1		
ホース	1 式		
スタンド灰皿	2		